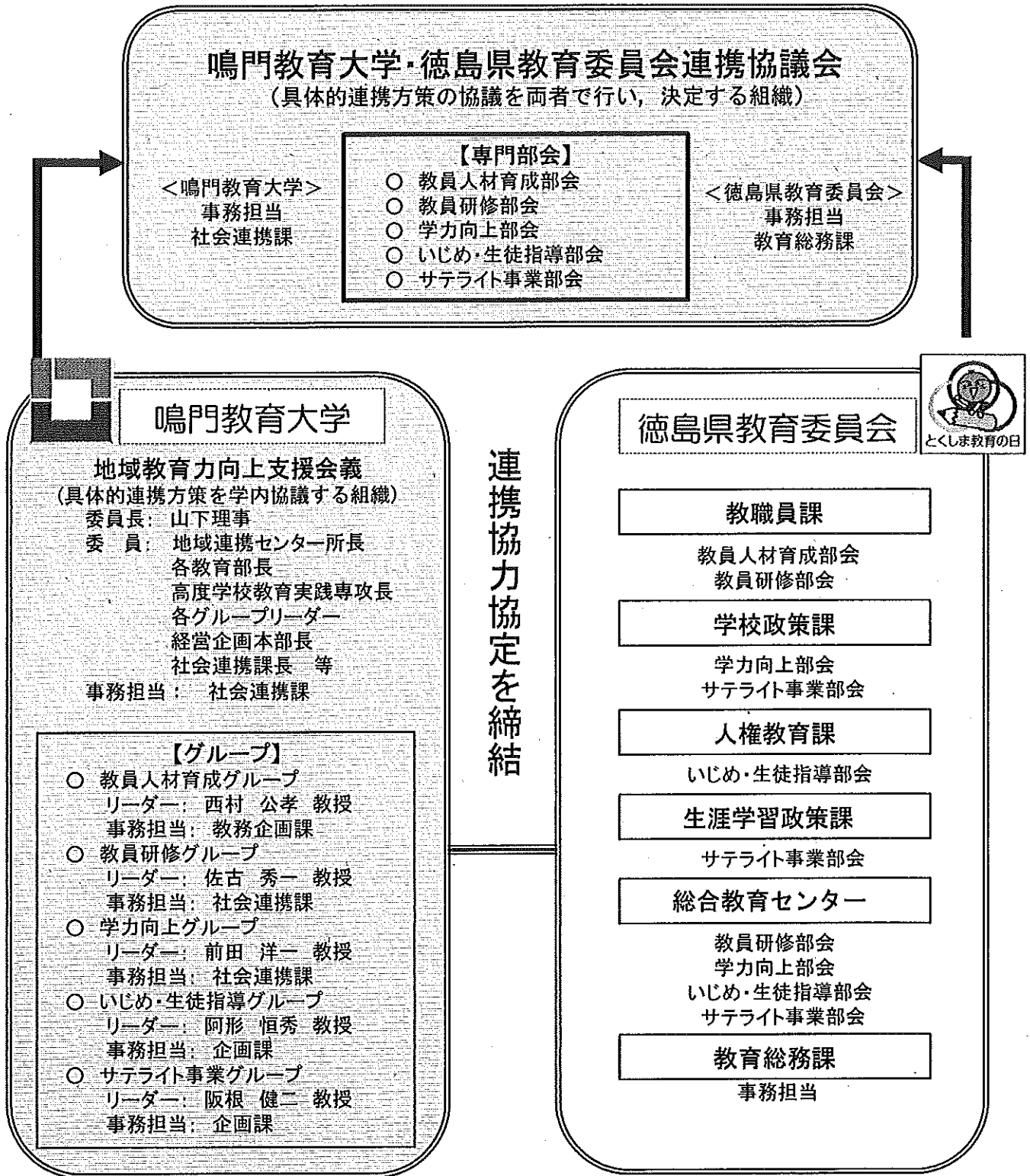


鳴門教育大学と徳島県教育委員会との連携協力体制(案)

平成27年5月1日現在



国立大学法人鳴門教育大学と徳島県教育委員会との連携協力に関する協定書（案）

国立大学法人鳴門教育大学（以下「鳴門教育大学」という。）及び徳島県教育委員会においては、平成15年に教育における諸課題の解決を図ることを目的とした「鳴門教育大学と徳島県教育委員会との連携に関する覚書」を交換し、それぞれが有する機能を活用して様々な実践的な活動と研究を行い、その成果を生かして徳島県の教育の充実発展に寄与してきた。

これまでの成果を踏まえつつ、学校教育、生涯教育等の分野での一層の連携協力体制を構築し、両者は相互の理解をさらに深め、教育研究機能の向上並びに学校及び地域における教育の充実・発展に寄与することを目指し、この協定書を取り交わすものとする。

（趣旨）

第1条 この協定は、鳴門教育大学と徳島県教育委員会が、相互に連携協力し、鳴門教育大学の教育研究機能の向上を図るとともに、徳島県の学校及び地域における教育の充実・発展に寄与することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 鳴門教育大学と徳島県教育委員会は、次に掲げる事項について、相互に必要な連携協力を行う。

- （1）教員の養成・採用・研修の充実に関すること。
- （2）学校教育の充実に関すること。
- （3）生涯学習の振興に関すること。
- （4）教育の諸課題に対応した調査研究に関すること。
- （5）その他両者が必要と認めた事項に関すること。

（連携協議会）

第3条 本協定の目的に基づく具体的な連携協力事業等について協議するため、両者の代表で組織する連携協議会を設置し、定期的な意見交換を進め、その計画的な実現を図る。

(便宜供与)

第4条 前条の連携協力事業等を推進するため、鳴門教育大学及び徳島県教育委員会相互の職員の派遣及び児童・生徒・学生等の受入れ並びに施設・設備の利用について、両者協議の上、業務に支障のない限り互いに便宜を図る。

(期間)

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から2年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の3月前までに、両者のいずれからも改廃の申し入れがないときは、さらに2年間更新するものとし、その後も同様とする。

(その他)

第6条 この協定に定めるもののほか、連携協力に関し、必要な事項については、両者が協議の上、別に定める。

本協定の証として協定書を2通作成し、両者署名の上、各1通を保管する。

平成27年 月 日
国立大学法人鳴門教育大学長

平成27年 月 日
徳島県教育委員会教育長

鳴門教育大学・徳島県教育委員会連携協議会設置要項（案）

（設置）

第1 「国立大学法人鳴門教育大学と徳島県教育委員会との連携協力に関する協定書」（平成27年5月12日締結）に基づき、鳴門教育大学・徳島県教育委員会連携協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（組織）

第2 協議会は、別表1に掲げる委員をもって組織する。

（会議）

第3 協議会は、鳴門教育大学及び徳島県教育委員会が交互に担当して、毎年定例的に開催する。ただし、必要がある場合は、臨時に開催する。

2 協議会に議長を置き、協議会を鳴門教育大学が担当するときは鳴門教育大学長を、徳島県教育委員会が担当するときは徳島県教育委員会教育長をもって充てる。

3 協議会が必要と認める場合は、協議会に委員以外の者を出席させることができる。

（専門部会）

第4 具体的な連携協力策等を審議するため、別表2の専門部会を置く。

（守秘義務）

第5 両機関は、この要項の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、知り得た情報を連携協力上必要な範囲を超えて使用してはならず、相手方の事前の承諾なく第三者に開示し、または漏洩してはならない。

（経費負担）

第6 連携協力に係る経費は、それぞれが負担する。ただし、必要がある場合は、両者協議の上、定めることができる。

（事務）

第7 協議会の事務は、鳴門教育大学社会連携課及び徳島県教育委員会教育総務課において処理する。

（その他）

第8 この要項に定める事項について疑義が生じた場合又はこの要項に定めのない事項について必要がある場合は、両者が協議して定めるものとする。

附 則

この要項は、平成27年5月12日から施行する。

別表 1 (第 2 関係)

鳴門教育大学・徳島県教育委員会連携協議会委員

鳴門教育大学		徳島県教育委員会	
学長	田中 雄三	教育長	佐野 義行
理事 (教育・研究担当)	西園 芳信	副教育長	木下 慎次
理事 (企画・社会連携担当)	山下 一夫	教育次長	清水 敏彦
理事 (総務・財務担当)	黒川 丈朗	教育次長	栗洲 敬司
高度学校教育実践専攻長	西村 公孝	総合教育センター所長	松山 隆博
大学院学校教育研究科教授	佐藤 勝幸	教職員課長	草野 純一
大学院学校教育研究科教授	佐古 秀一	学校政策課長	森本 俊明
大学院学校教育研究科教授	前田 洋一	人権教育課長	和田 敏孝
大学院学校教育研究科教授	阿形 恒秀	生涯学習政策課長	永松 宜洋
大学院学校教育研究科教授	阪根 健二	教育総務課長	勢井 研
経営企画本部長	古川 聖登		

別表2 (第4関係)

専門部会

教員人材育成部会		
協議内容	<ul style="list-style-type: none"> ○現職教員の大学院派遣に関する意見交換 ○大学院指導教員と県教育委員会との意見交換 ○現職教員派遣の成果と課題の検証 	
構成員	<p>鳴門教育大学</p> <ul style="list-style-type: none"> 西村公孝 (高度学校教育実践専攻長) 尾崎士郎 (副学長 (入試企画担当)) 佐藤勝幸 (大学院学校教育研究科教授) 川上綾子 (大学院学校教育研究科教授) 佐古秀一 (大学院学校教育研究科教授) 日切 寛 (大学院学校教育研究科 チーフコーディネーター) 戸田陽介 (教務企画課長) 	<p>徳島県教育委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> 草野純一 (教職員課長) 竹内 敏 (教職員課主幹 (小中学校 担当)) 儀宝 修 (教職員課主幹 (県立学校 担当)) 藤田 完 (教職員課統括管理主事) 眞相秀也 (教職員課管理主事)
教員研修部会		
協議内容	<ul style="list-style-type: none"> ○県教育委員会が行う教員研修の充実を図るための指導・助言 ○特にリーダーシップ養成のための管理職研修や主幹教諭・指導教諭研修の成果と課題の検証 ○主幹教諭・指導教諭研修の実施 	
構成員	<p>鳴門教育大学</p> <ul style="list-style-type: none"> 佐古秀一 (大学院学校教育研究科教授) 木下光二 (大学院学校教育研究科教授) 大林正史 (大学院学校教育研究科講師) 藤原 司 (社会連携課長) 	<p>徳島県教育委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> 草野純一 (教職員課長) 橋本 隆 (総合教育センター教職員 研修課長) 藤田 完 (教職員課統括管理主事) 横畠亜希子 (総合教育センター教職員 研修課班長 (専門研修 担当)) 眞相秀也 (教職員課管理主事)
学力向上部会		
協議内容	<ul style="list-style-type: none"> ○「徳島『確かな学力』育成プロジェクト」をはじめとする本県小中学校における学力・学校力向上の取組に関する指導・助言 	

構成員	鳴門教育大学 前田洋一 (大学院学校教育研究科教授) 秋田美代 (大学院学校教育研究科教授) 阪根健二 (大学院学校教育研究科教授) 佐古秀一 (大学院学校教育研究科教授) 幾田伸司 (大学院学校教育研究科准教授) 藤原 司 (社会連携課長)	徳島県教育委員会 森本俊明 (学校政策課長) 中上 斉 (学校政策課学力向上推進幹) 松永健治 (総合教育センター学校経営 支援課班長(義務教育担当)) 坂口 守 (学校政策課統括指導主事)
いじめ・生徒指導部会		
協議内容	○いじめ問題や不登校問題への取組をはじめとする生徒指導全般に関する指導・助言 ○予防教育や教育相談等の充実に関する支援 ○大学院生や学生の派遣に関する協議	
構成員	鳴門教育大学 阿形恒秀 (生徒指導支援センター所長) 山崎勝之 (予防教育科学センター所長) 吉井健治 (大学院学校教育研究科教授) 池田誠喜 (大学院学校教育研究科講師) 栗尾 勇 (企画課長)	徳島県教育委員会 和田敏孝 (人権教育課長) 小林良章 (人権教育課いじめ問題等 対策室長) 平山隆恵 (総合教育センター特別支援・ 相談課班長(教育相談担当)) 中崎 誠 (人権教育課いじめ問題等 対策室班長)
サテライト事業部会		
協議内容	○サテライトシステムを生かした新規事業に関する意見交換 ○サテライト研修室の維持管理・運営に関する意見交換	
構成員	鳴門教育大学 阪根健二 (大学院学校教育研究科教授) 藤原伸彦 (大学院学校教育研究科准教授) 泰山 裕 (大学院学校教育研究科講師) 栗尾 勇 (企画課長)	徳島県教育委員会 中上 斉 (学校政策課学力向上推進幹) 西野陽一 (生涯学習政策課統括社会教 育主事) 鎌田敏文 (総合教育センター教育情報 課班長(情報戦略担当)) 松本 悟 (学校政策課指導主事)

平成27年度

鳴門教育大学・徳島県教育委員会連携協力事業

実施計画（案）

平成27年5月 日

この実施計画は、国立大学法人鳴門教育大学及び徳島県教育委員会との連携協力事業に係る、平成27年度の具体的な連携協力内容を関係者間で取り決めたものである。

1. 基本方針

- (1) この計画に掲げる連携協力内容は、「国立大学法人鳴門教育大学と徳島県教育委員会との連携協力に関する協定書」（平成27年5月12日締結）、その他関係者間の合意事項に基づき実施する。
- (2) 実施計画は、毎年度策定することとし、実施年度の前年度中に決定する。

2. 具体的な連携協力内容（詳細別紙）

- (1) 教員人材育成に関すること
 - ①現職教員の大学院派遣に関する意見交換
 - ②大学院指導教員と県教育委員会との意見交換
 - ③現職教員派遣の成果と課題の検証
- (2) 教員研修に関すること
 - ①県教育委員会が行う教員研修の充実を図るための指導・助言
 - ②特にリーダーシップ養成のための管理職研修や主幹教諭・指導教諭研修の成果と課題の検証
 - ③主幹教諭・指導教諭研修の実施
- (3) 学力向上に関すること
 - ①「徳島『確かな学力』育成プロジェクト」をはじめとする本県小中学校における学力・学校力向上の取組に関する指導・助言
- (4) いじめ・生徒指導に関すること
 - ①いじめ問題や不登校問題への取組をはじめとする生徒指導全般に関する指導・助言
 - ②予防教育や教育相談等の充実に関する支援
 - ③大学院生や学生の派遣に関する協議
- (5) サテライト事業に関すること
 - ①サテライトシステムを生かした新規事業に関する意見交換
 - ②サテライト研修室の維持管理・運営に関する意見交換
- (6) その他両者が協議して必要と認めること

3. その他

- (1) 上記以外の事項については、関係者で話し合い決定する。

平成27年度
鳴門教育大学・徳島県教育委員会連携協力事業一覧

	種別・新規の別等	活動名等	内 容	実施予定地域・対象者等	徳島県教育委員会担当代表者	鳴門教育大学担当代表者
2. (1) 教員人材育成に関すること	新規	①教員人材育成事業	現職教員の教職大学院等への派遣等の教職大学院等を活用した徳島県教員の人材育成を行うとともに、指導教員と県教育委員会との意見交換によってその成果と課題の検証や今後の育成の在り方に関する検討を行う。	-	藤田 完 (教職員課統括管理主事)	西村 公孝 教授 (教職実践力高度化コース)
2. (2) 教員研修に関すること	新規	①平成27年度主幹教諭・指導教諭研修	平成27年度主幹教諭・指導教諭研修を合同で実施する。また、その成果と課題について検証し、今後の教員研修の充実を図るための指導・助言を行う。	主幹教諭 指導教諭	藤田 完 (教職員課統括管理主事)	佐古 秀一 教授 (教員養成特別コース)
2. (3) 学力向上に関すること	新規	①公立高校入試の改善	活用問題(知識・技能を活用する力の評価問題)作成力を高めるための研修会「指導主事研修会」, 「小・中学校教員研修会」を実施し、学力向上及び全国調査に関する意識を揃える。 ※サテライト会場(阿南・美馬)での実施	教科担当指導主事 小・中学校教員	松本 悟 (学校政策課指導主事)	
	新規	②学校訪問改善委員会による指導助言	学校が作成する「学力向上実行プラン」に基づいた学力向上のための取組(学校マネジメントの改善, 授業改善, 家庭学習の充実等)に関して, 指導主事による学校訪問指導の結果報告等に基づき, 専門的知見から県教委及び校長に指導助言を行う。	訪問校(30校程度)	笠谷 祐史 (学校政策課指導主事)	前田 洋一 教授 (教員養成特別コース)
	新規	③学力・学校力向上に取り組む拠点地域・拠点校への重点的支援	各拠点地域・拠点校の重点課題に即した取組(学校マネジメントの改善, アクティブ・ラーニングによる授業改善, サテライト研修室を利用した家庭学習の充実等)に関して, 重点的・継続的に指導助言を行う。	拠点地域 ・徳島市 ・藍住町 ・阿南市 ・美馬市	坂本 守 (学校政策課統括指導主事)	
	新規	④社会教育主事を活用した家庭学習の充実	「つながるルーム阿南・美馬」を活用し地域資源を生かした家庭学習支援を行う他, 家庭教育研究を行い「家庭学習ノート」を作成する。	・阿南市 ・美馬市 等	松本 悟 (学校政策課指導主事)	阪根 健二 教授 (教職実践力高度化コース)
2. (4) いじめ・生徒指導に関すること	新規	①生徒指導力向上のための支援事業	いじめ・不登校などの生徒指導上の問題の解決に向けて、児童生徒・保護者・教員の相談に対応するとともに、大学教員が学校に出向き、ケース会議での助言者、研修での講師等として学校支援を展開する。	生徒指導・いじめ問題に関係する教員	中崎 誠 (人権教育課いじめ問題等対策室班長)	阿形 恒秀 教授 (教員養成特別コース)
2. (5) サテライト事業に関すること	新規	①サテライト事業の推進	サテライト会場(阿南・美馬)を利用した教員研修等を実施すると共に、遠隔講義システムを活用した各種事業(相談対応, 勉強会等)の開発, サテライト会場の維持管理・運営に関する協議を行う。	サテライト ・阿南市 ・美馬市	松本 悟 (学校政策課指導主事)	阪根 健二 教授 (教職実践力高度化コース)

